

議案第27号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

( 提案理由 )

公園使用料及び公園占用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 金額の欄を次のように改める。

金額
503円
3,888円

別表第3 金額の欄を次のように改める。

金額
1,422円
842円
140円
350円
702円
121円
140円
350円
702円
1,053円
1,053円

421円	
1,053円	
地下露出部分	501円
地下部分	350円
385円	
572円	
8,352円	
1,478円	
13,050円	
31円	
34円	

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた使用及び施行日前に許可を受けた使用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る使用について適用する。
- 3 改正後の別表第3の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。